

法人シート（概要説明書）

法人名		独立行政法人 国立健康・栄養研究所								
当省担当部局		大臣官房		担当課・室名		厚生科学課				
根拠法令		独立行政法人国立健康・栄養研究所法 独立行政法人通則法		沿革		大正9.9.17内務省栄養研究所創立→昭和22.5.1国立栄養研究所→平成元.10.1国立健康・栄養研究所→平成13.4.1独立行政法人化（公務員型）→平成18.4.1非公務員化				
役員	役員総数 (官庁OB/役員数)	2/4	常勤役員数	1/2	非常勤役員数	0/0	監事	1/2		
	職員総数	44	うち常勤	44	うち非常勤	0	役員報酬総額	36,590千円		
	現役出向者 (役員/職員)	0/13	官庁OB (常勤職員)	0	官庁OB (非常勤職員)	0	官庁OB役員 報酬総額	17,480千円		
法人概要	目的 (何のために)	国民の健康の保持及び増進に関する調査・研究等を行い、国民の栄養、運動、健康、健康食品等について、公平・客観的な科学的知見の提示等を行うことにより、もって、国民の公衆衛生の向上及び増進を図る。								
	対象 (誰/何を対象に)	国民 (国民の健康増進、公衆衛生の向上に資する施策推進に必要な科学的根拠の提示等)								
	事務・事業内容 (手段、手法など)	(1) 国民の栄養、健康の保持増進に関する調査研究 (2) 健康増進法に基づく業務 ①国民健康・栄養調査の集計 ②特別用途食品の表示許可・承認、収去食品の試験（消費者庁と共管）など								
コスト	平成22年度予算見込額		人件費							
	事業費	139 百万円		}	職員構成		概算人件費		従事役職員数	
	管理費	69 百万円			常勤職員	542,861	千円	46	人	
	人件費	630 百万円			非常勤職員	86,920	千円	60	人	
	総計	838 百万円								
国からの財政支出額の推移（百万円）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度					
一般会計		831	791	789	739					
特別会計		-	-	-	-					
計		831	791	789	739					
うち運営費交付金		812	791	789	739					
うち施設整備費等補助金		-	-	-	-					
うちその他の補助金等		19	-	-	-					
国との契約	随意契約(件数/金額(百万円))	10/32	7/17	1/1(平成22.1現在)		-				
	95%以上の落札率の契約(件数/金額(同))	5/16	3/8	3/8(平成22.1現在)		-				

法人シート（概要説明書）

法人名		独立行政法人 国立健康・栄養研究所			
当省担当部局		大臣官房	担当課・室名	厚生科学課	
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
法人支出予算額の推移（百万円）	1,047	899	881	838	
法人支出の契約	随意契約（件数/金額（百万円））	11/35	7/17	1/1 （H22.1現在）	—
	うち厚労省OBが在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同））	—	—	— （H22.1現在）	—
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（百万円））	8/22	4/13	3/8 （H22.1現在）	—
	うち厚労省OBが在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同））	—	—	— （H22.1現在）	—
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移（百万円）	51	45	—	—	
発生要因	業務の効率化及び外部競争資金等の獲得に伴うもの				
見直し案	今後とも業務効率化に努めつつ、競争的資金や受託研究等の外部資金の獲得に取り組む。				
行政サービス実施コストの推移（百万円）	896	999	—	—	
保有資産の内訳（百万円）	現・預金	173	177	477（H22.1決算期現在）	—
	有価証券	—	—	—	—
	株式	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	土地・建物	—	—	—	—
	その他	166	128	95	—
資本金	—		うち政府出資金	—	

【独立行政法人評価の評価結果及び第三者の意見】

評価・意見の主体	内 容
厚労省独法評価委（平成20年評価）	第2期中期計画において明確に打ち出された研究所の理念に基づき、健康と栄養に関する我が国の中核研究機関として、メタボリックシンドロームをはじめとする社会的に重要な健康課題に積極的に取り組んでいる姿勢がうかがわれる。

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		調査研究			事業No	1	
類型		研究開発型					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費				
	事業費	97 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事役職員数	
	人件費	357 百万円		常勤職員	307,306 千円	28	人
	総計	454 百万円		非常勤職員	50,066 千円	52	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）			
これまでの予算額等（百万円）		243	187	137			
内訳	非常勤賃金等	57	57	62			
	法定福利費等	5	5	6			
	旅費	14	8	10			
	謝金	17	9	2			
	会費	1	1	1			
	消耗品費	64	56	24			
	備品費	8	5	3			
	運搬費	1	0	1			
	業務委託費	38	15	5			
	支払リース料	23	7	11			
	支払手数料	0	0	0			
	修繕費	1	3	2			
	図書印刷費	9	1	0			
	賃借料	1	0	1			
	通信費	3	1	1			
保守料	1	17	8				
雑費	1	0	0				
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）		400					
			平成20年度	平成21年度			
再委託	再委託金額（百万円）	—	—	—			
	再委託先（名称・件数）	—	—	—			
	随意契約（件数/金額（同））	—	—	—			
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—			
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	—	—	—			
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	調査研究	事業No	1
類型	研究開発型		

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省独法評価委（平成20年評価）	調査研究については、各プログラムが相互に連携しながら、食事や運動などの生活習慣による健康への影響の解明、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定や「健康日本21」の推進・評価のための国民健康・栄養調査の機能強化に係る研究及び健康食品の安全性・有効性を確保するための情報収集・提供等の取り組みが行われており、評価できる。重点調査研究のほかに若手研究者による独創的・萌芽的な研究や食育など社会的ニーズを踏まえた調査研究が行われており、これらの研究成果は主要な学術誌に原著論文等として多数発表されており、高く評価できる。

事業評価の方法

①内部評価、②外部評価委員会による評価、③厚生労働省評価委員会による評価、④政・独委において、説明資料及び独法からのヒアリングを基に評価を実施。

【現在抱えている課題】

		内 容	
		①公的研究費の削減による研究事業の縮小 ②景気の悪化による産業界からの委託研究の縮小	
事務・事業の必要性 (公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由)	生活習慣病対策など、国民健康づくり対策を推進していくためには、科学的根拠に基づいて行われることが必須であるが、本事業を通じて、これら社会ニーズに即した、公平・客観的な立場からの科学的知見が得られている。 また、これら研究成果の社会還元を行うことにより、健康な生活習慣の確立、生活習慣病等の予防・治療の進展、医療費の削減効果など、健康な長寿社会の実現につながる。		
国の施策における位置付け	国民の健康づくり施策等を進めていく上で必要となる科学的知見を提示する		
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる影響	当研究所は、国の生活習慣病対策に直結する国民の健康・栄養・運動に関する精度の高い、公平で客観的な科学的データを提供できる唯一の研究機関である。このような科学的データの収集と解析、提供には、高度の専門的知識と経験が必要であるとともに、広域的、網羅的、継続的なデータの集積が不可欠である。当該事業を廃止した場合、国民の生活習慣病予防など、国民の健康づくり対策に必要な科学的根拠が失われ、施策の企画・運営等に大きな支障を生ずるとともに、ひいては国民の健康レベルの低下、医療費の増大につながるることとなる。	
	民間主体における実施状況	無し	
民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	—
		民営化を前提とした規制の可能性	—
		民営化に向けた措置	—
否	理由	これらの研究は、国民の健康づくりを推進する上で必要不可欠なものであり、公平性と継続性が担保されていなければならない。また、実施にあたっては全国的に一律の基準で一斉に行うことが求められ、国の調査研究機関による調査研究であることを前提に、自治体等の協力を得ているところである。さらに、専門的立場からこのような調査研究に携わるスタッフに教育・指導を行う能力も要求されることから、民営化には適さない事業である。 また、民営化した場合、これらの調査結果に基づく施策について歴史的経緯がわからなくなることが懸念される。	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	調査研究	事業No	1	
類型	研究開発型			
地方公共団体への移管	移管の可否	否		
	移管先	—		
	内容・理由	—		
否	理由	<p>本調査研究は、国の施策に必要な科学的知見を得ることを目的としている。 また、実施に当たっては、全国的な集計等を伴うものもあるなど、個別の地域的な視点ではなく全国的な視点で取り組む必要がある。 また、個々の自治体においては、こうした全国規模での健康栄養に関する高度な研究を担えるノウハウや基盤がなく、地方自治体に委ねることには適さない。</p>		
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否 (ただし、医薬基盤研と統合に向けて検討中)		
	移管先	—		
	内容・理由	—		
	否	理由	<p>健康・栄養・運動に関わる研究を一体的に実施し、公平・客観的な立場で科学的知見を提示できるのは当研究所のみであり、他法人での実施は困難。 なお、業務効率化を図るとともに、国民の健康増進により有益な知見を提供できるようにする等の観点から（独）医薬基盤研究所との統合に向けて検討中。</p>	
	可	一体的実施の可否	否	
	可	一体的に実施する法人	—	
	可	内容・理由	—	
否	理由	<p>健康・栄養・運動に関わる研究を一体的に実施し、公平・客観的な立場で科学的知見を提示できるのは当研究所のみであるため。</p>		
国の行政機関への移管	移管の可否	否		
	移管先	—		
	内容・理由	—		
	徹底した効率化の内容	—		
否	理由	業務内容に鑑み、国自らが直轄して実施しなくても対応可能なため。		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		<ul style="list-style-type: none"> ・重複・類似する研究の排除に努めるとともに、国の生活習慣病対策等の施策に、より高い反映・効果が見込まれる研究に重点化する。 ・社会的ニーズや行政ニーズに迅速に対応できるよう、適宜研究計画等の見直しを行う。 ・（独）医薬基盤研究所と統合することにより、効率的・効果的な運営を検討中。 <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 難病等の患者に対する新たな総合的治療法に関する研究 ② 薬物治療と食事療法との相乗による治療効果の向上に関する研究 ③ 代替医療、漢方治療等、新たな研究分野の確立に関する研究 ④ 高齢者、特定の慢性疾患における医薬品と食事や運動療法の併用効果に関する研究 <p>など、社会ニーズに対応した新たな研究領域での貢献が期待できる。</p>		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	調査研究	事業No	1
類型	研究開発型		
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担	無し	
	諸外国における公的主体による実施状況	米英独仏等、先進国のほとんどが国立もしくは準国立の研究機関により同様の調査研究を行っているとともに、開発途上国においても同様の研究機関が設立されてきている。（例：米国におけるNIH、Human Nutrition Research Centerなど）	

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
① 研究成果の「健康日本21」等の政策推進への寄与について意図的な働きかけが望まれる。 ② 運動と食事との併用効果に関する詳細な検討や国民の健康にどう役立つのかわかりやすく伝える工夫が重要。また、調査研究全般について、国の独立行政法人として公平性・中立性が求められる研究課題の一層の重視が必要。	厚労省独法評価委（平成20年評価） ②厚労省独法評価委（平成21年評価）	① ①	「健康日本21」の策定に当たっては、国民健康づくり運動推進の基礎となる健康水準に関する多くのデータを収集・解析し、提供した。また、健康づくりの目標設定と評価基準の策定について科学的根拠の提示を行い、専門的立場から計画の策定に寄与したところである。 2000年からHPを開設し、健康づくりのための栄養に関する情報、運動・身体活動に関する情報を提供している。また、Q&Aや健康・栄養フォーラムの中で、国民から寄せられる疑問・質問に回答するサービスを行っているほか、「健康食品」及び機能性食品因子のデータベースを公開して食と栄養のための安全・安心対策に貢献している。

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] [内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	健康増進法に基づく業務	事業No	2			
類型	特定事業執行型					
活動実績 <small>（成果物は別紙で一覧を提出）</small>	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	（国民健康・栄養調査） 調査世帯数／調査人数		3,599/8,060	3,586/8,000	3,838/7,998	
	特別用途食品等の収去試験（年度内実施件数）	件	79	55	99	
	特別用途食品の許可試験	件	70	52	37	
成果目標	<p>【国民健康・栄養調査】 集計期間について7か月を目標にしている。</p> <p>【特別用途食品試験】 年度末に当該研究所に送付される特別用途食品等の収去試験を行っており、翌年度中にすべての検体について試験結果の報告を行うこととされている。</p>					
成果実績 <small>（成果指標の目標達成状況等）</small>	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	国民健康・栄養調査		7ヶ月以内の目標を達成	7ヶ月以内の目標を達成	7ヶ月以内の目標を更に1ヶ月短縮	
	特別用途食品等の収去試験		127件全て翌年度中に報告	79件全て翌年度中に報告	55件全て翌年度中に報告	
パンフレット・報告書等の作成 （件数） <small>（名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）</small>		単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	-		-	-	-	
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成14年度 特別用途食品表示許可試験の実績 120件 試験収入 21百万円					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	17 百万円	}	概算人件費 （平均給与×従事職員数）		従事役職員数
	人件費	63 百万円		職員構成		
	総計	80 百万円		常勤職員	53,779 千円	8 人
			非常勤職員	8,762 千円	8 人	
	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）	43	33		24		
内訳	非常勤賃金等	15	9		10	
	法定福利費等	1	1		1	
	旅費	2	2		3	
	謝金	1	1		1	
	会費	0	0		0	
	消耗品費	5	14		1	
	備品費	2	3		2	
	運搬費	0	0		0	
	業務委託費	10	3		6	
	支払リース料	4	0		0	
	支払手数料	0	0		0	
	修繕費	0	0		0	
	図書印刷費	1	0		0	
	賃借料	0	0		0	
	通信費	0	0		0	
	保守料	0	1		0	
雑費	0	0		0		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	健康増進法に基づく業務	事業No	2	
類型	特定事業執行型			
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	70			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
再委託	再委託金額（百万円）	—	—	—
	再委託先（名称・件数）	—	—	—
	随意契約（件数/金額（同））	—	—	—
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	—	—	—
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
厚労省独法評価委（平成20年評価）	健康増進法に基づく業務である「国民健康・栄養調査の集計業務」及び「特別用途食品等の分析業務」について、標準的な調査ツールの開発、調査精度の向上など、効率的かつ適切な業務の実施に向けて改善に努め十分な実績を上げたことを高く評価できる。
事業評価の方法	
①内部評価、②外部評価委員会による評価、③厚生労働省評価委員会による評価、④政・独委において、説明資料及び独法からのヒアリングを基に評価を実施。	

【現在抱えている課題】

内 容	
予算削減により、分析機器の更新等に支障をきたしている。	
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）	<p>【国民健康・栄養調査】 国民健康・栄養調査は、国や地方自治体の健康づくり施策、医療対策等施策を実施する基礎データを得るために不可欠。また、残留農薬基準や食品添加物基準などの食品の安全性評価の基礎データ、健康指標の国際評価等にも活用されている。 これらデータは、公平・客観的なものである必要があり、本調査に係る業務は、国民の健康状態を把握したり、関連するさまざまな業務を遂行する上で必要不可欠のものである。</p> <p>【特別用途食品試験】 特別用途食品の表示許可に係る食品分析については、既に民間の登録試験機関でも実施できることになっているが、民間では実施困難な特殊な成分が多いことから、標準的な分析方法の設定等も含め、永年の実績を有する当研究所において実施することが必要。また、収去試験については、行政処分につながるものであり、国に準じた公的機関で行うことが必要。</p>
国の施策における位置付け	施策等を進めていく上で必要となる科学的知見の提示や試験検査を行う。

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		健康増進法に基づく業務	事業No	2
類型		特定事業執行型		
廃止	廃止の可否	否		
	廃止すると生じる影響	<p>【国民健康・栄養調査】 国民健康・栄養調査は国及び都道府県の生活習慣病対策の計画・評価の基盤的データを提供するものであり、継続的な精度管理が求められる。また、調査に当たっては、国機関の調査であることを前提に地方自治体等の協力を得ながら進めている。このため、当該業務に関連する研究基盤及びノウハウの蓄積のある当研究所でなければ的確に対応できない。 廃止した場合には、国民の生命と健康を守る各種施策の根拠を得ることができなくなり、これら施策の運営に重大な支障を生ずる。</p> <p>【特別用途食品試験】 特別用途食品の許可試験については、当研究所は新規成分等に関して分析法の開発や標準化の研究を行っていることから、廃止により、関与成分の適正な分析方法が設定されなくなる可能性がある。収去試験については、許可された特別用途食品等の適正表示を確保するため試験の結果に基づく許可取り消し等の公権力の行使を前提として行われることから、当該業務の廃止は、国の特別用途食品及び栄養表示基準制度への信頼が損なわれるとともに、特別用途食品の安全性の確保に大きな支障を来す恐れがある。 また、健康食品の有害性等に関する科学的データ等を得ることができなくなり、有害事例発生時にも対応できなくなることが予想され、国民の健康を守る立場から重大な支障が生ずる。</p>		
	民間主体における実施状況	無し		
民営化	民営化の可否	否		
	事業性の有無とその理由	—		
	民営化を前提とした規制の可能性	—		
	民営化に向けた措置	—		
	理由	<p>【国民健康・栄養調査】 国民健康・栄養調査は、個人情報を取り扱うことや継続性が求められるため、民営化には馴染まない。また、集計についても新たな分析方法の開発や他の結果との照合などにより精度を上げるなど業務内容が専門的且つ複雑であるため、民営化による経費節減や集計期間の短縮は期待できない。 また、最新の追加調査の実施が不可能となるばかりでなく、それらの新たな分析や判断が必要となるが、民間の場合はノウハウがなく、対応が出来ない。</p> <p>【特別用途食品試験】 特別用途食品の表示許可に係る食品分析については、既に民間の登録試験機関でも実施できることになっているが、民間では実施困難な特殊な成分も含まれている。標準的な分析方法の設定なども含め、公的な試験機関において役割を担うことが必要。 特別用途食品の収去試験等については、公権力の行使を前提としており、また、試験の内容に対して守秘義務があることから、民営化し不適切な運用があった場合、国への信頼が損なわれるとともに、安全性の確保に支障を来す恐れがあるため困難である。</p>		
地方公共団体への移管	移管の可否	否		
	移管先	—		
	内容・理由	—		
理由	<p>【国民健康・栄養調査】 本調査は、国の施策に必要な科学的知見を得ることを目的としている。 また調査に当たっては、全国的な集計等を伴うものや他自治体の内容の回答確認等を伴うなど、地方公共団体では対応できないものとなっている。</p> <p>【特別用途食品試験】 特別用途食品の表示許可に係る食品分析については、既に、地方自治体も含め、民間の登録試験機関でも実施できることになっているが、地方自治体や民間では実施困難な特殊な成分も含まれている。標準的な分析方法の設定なども含め、全国的に高度な水準・ノウハウを持つ公的な試験機関において役割を担うことが必要。 特別用途食品の収去試験等においても、地域差等がなく実施されることが必要であるとともに、高度な内容を含む場合もあるなど、地方公共団体での実施することが技術的に困難な場合がある。</p>			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		健康増進法に基づく業務	事業No	2	
類型		特定事業執行型			
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否			
	可	移管先	—		
		内容・理由	—		
	否	理由	<p>【国民健康・栄養調査】 本調査は、国の施策に必要な科学的知見を得ることを目的としている。 また調査に当たっては、全国的な集計・解析を伴うものや他自治体の内容の回答確認等を伴うなど、専門的な知見や経験の蓄積が必要。現行と同質の科学的知見を得ることができるノウハウを有する機関は他に存在しない。</p> <p>【特別用途食品試験】 特別用途食品の表示許可に係る食品分析については、既に、民間の登録試験機関でも実施できていることになっているが、関与成分など民間等において一般的に知見のない成分については、標準的な分析方法の設定なども含め、全国的に高度な水準・ノウハウが必要。 また、特別用途食品の収去試験等は健康増進法に基づく法定業務であり、正確性、公平性等を担保するためには独立かつ専門的に実施する必要があるため、これら事業を実施できる法人は当研究所以外にはない。</p>		
		一体的実施の可否	否		
	可	一体的に実施する法人	—		
		内容・理由	—		
	否	理由	これら業務は健康増進法に基づく法定業務であり、業務の正確性・公平性を担保し、継続的かつ確実に実施できる機関は他に存在しない。		
国の行政機関への移	移管の可否	否			
	可	移管先	—		
		内容・理由	—		
	徹底した効率化の内容	—			
否	理由	業務内容に鑑み、国自らが直轄して実施しなくても対応可能なため			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		<p>【国民健康・栄養調査】 国民健康・栄養調査については、調査集計に要する期間の短縮化や経費節減の推進状況について、毎年、数値的に検証・公表を行うとともに、その結果に基づき、具体的目標の見直しを不断に推進する。なお、既に現在の中期計画に示されている目標については達成済みである。</p> <p>【特別用途食品試験】 ・消費者庁所管の特別用途食品の表示許可試験については、登録試験機関においても実施されているところであるが、検査精度の維持・管理や検査方法の標準化に向けた取組を消費者庁と連携をとりながら進める。</p>			
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称]			
		[実施主体]			
		[事業規模(百万円)]			
[実施状況]					
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担				
	諸外国における公的主体による実施状況	米英独仏等、先進国のほとんどが国立もしくは準国立の研究機関により同様の事業を実施している。（例：米国におけるNIH、Human Nutrition Research Centerなど）			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	健康増進法に基づく業務	事業No	2
類型	特定事業執行型		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
<p>【国民健康・栄養調査】 調査集計に要する期間の短縮化や経費節減の推進状況について、毎年、数値的に検証・公表を行う</p> <p>【特別用途食品試験】 民間の登録試験機関の活用について検討する。</p>	<p>整理合理化計画</p> <p>整理合理化計画</p>	<p>①</p> <p>②</p>	<p>集計期間は7か月の目標に対し、約6か月と短縮を実現しており、経費についてもHP上で公表してきている。</p> <p>精度管理や分析の公定法の見直し等について登録試験機関と検討を行っている。</p>

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
<p>[日付]</p> <p>[内容]</p>			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	国際協力、産学連携等対外的な業務			事業No	3	
類型	特定事業執行型					
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	一般公開セミナー ポスター	部	500	500	500	
	一般公開セミナー リーフレット	部	1,500	1,500	1,500	
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	<p>国際栄養協力の一環としてアジア・太平洋地域の栄養科学に関する研究者のネットワークを構築するため、アジア地域の研究者を招いて「第1回アジア栄養ネットワークシンポジウム」の開催</p> <p>若手外国人研究者招へい事業に関する規定を制定し事業を施行した。 （平成15年国際産学共同研究センター経費（交付金ベース）20百万円）</p>					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	7 百万円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事職員数）	従事役職員数
	人件費	27 百万円		常勤職員	23,048 千円	4 人
	総計	34 百万円		非常勤職員	3,755 千円	3 人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）	17	13	10			
内訳	非常勤賃金等	2	2	2		
	法定福利費等	0	0	0		
	旅費	2	1	3		
	謝金	0	1	1		
	会費	0	0	0		
	消耗品費	1	2	1		
	備品費	0	0	1		
	運搬費	0	0	0		
	業務委託費	0	3	0		
	支払リース料	0	0	0		
	支払手数料	0	0	0		
	修繕費	0	0	0		
	図書印刷費	7	1	0		
	賃借料	4	4	2		
	通信費	0	0	0		
	保守料	0	0	0		
雑費	0	0	0			
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	30					

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	国際協力、産学連携等対外的な業務	事業No	3	
類型	特定事業執行型			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
再委託	再委託金額（百万円）	—	—	—
	再委託先（名称・件数）	—	—	—
	随意契約（件数/金額（同））	—	—	—
	うち厚生労働省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	—	—	—
	うち厚生労働省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省独立行政法人評価委員会（平成20年評価）	国際協力、産学連携等の対外的な業務については、アジア諸国を中心とする研究ネットワークの構築、若手研究員の受入れ、英語版ホームページによる情報提供等、アジア地域の研究機関のリーダー的役割を果たし、国際協力の進展に努めており、中期計画を上回る成果を上げており、評価できる。
事業評価の方法	
①内部評価、②外部評価委員会による評価、③厚生労働省評価委員会による評価、④政・独委において、説明資料及び独法からのヒアリングを基に評価を実施。	

【現在抱えている課題】

内 容							
WHO・CC（WHO指定研究協力センター）の指定申請中							
事務・事業の必要性（公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域をはじめ途上国において、健康格差が拡大し、過剰栄養による肥満や栄養不足による健康障害が大きな問題となっており、これらの問題を解決するため、国際協力を通じて我が国が果たす役割は大きい。 ・産学連携等については、研究成果の社会還元や共同研究等を通じて効果的・効率的な研究の推進や人材養成、技術の移転・交換が可能となる。 						
国の施策における位置付け	国民の健康増進を図る上で必要な知見等を得るとともに、国際協力を行う						
廃止	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">廃止の可否</td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td>廃止すると生じる影響</td> <td>当該事業は、外国での食品・栄養に関する問題が直ちに国内に波及し、国民の健康に重大な影響を及ぼすことから、アジア地域をはじめ海外との国際栄養協力体制を充実し、学術ネットワークの構築を行い、情報の双方向化により食の安全性の確保に資するとともに、国際社会における日本の役割を果たし、産学連携の推進・充実を図ることにより、研究成果の社会還元等を目指すものである。また、栄養問題は感染症対策と並ぶ途上国における最重要課題であり、当該事業を廃止または民営化した場合、「国際栄養協力体制」が脆弱化し、国際社会における日本の責任が十分に果たせなくなる。</td> </tr> <tr> <td>民間主体における実施状況</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	廃止の可否	否	廃止すると生じる影響	当該事業は、外国での食品・栄養に関する問題が直ちに国内に波及し、国民の健康に重大な影響を及ぼすことから、アジア地域をはじめ海外との国際栄養協力体制を充実し、学術ネットワークの構築を行い、情報の双方向化により食の安全性の確保に資するとともに、国際社会における日本の役割を果たし、産学連携の推進・充実を図ることにより、研究成果の社会還元等を目指すものである。また、栄養問題は感染症対策と並ぶ途上国における最重要課題であり、当該事業を廃止または民営化した場合、「国際栄養協力体制」が脆弱化し、国際社会における日本の責任が十分に果たせなくなる。	民間主体における実施状況	—
廃止の可否	否						
廃止すると生じる影響	当該事業は、外国での食品・栄養に関する問題が直ちに国内に波及し、国民の健康に重大な影響を及ぼすことから、アジア地域をはじめ海外との国際栄養協力体制を充実し、学術ネットワークの構築を行い、情報の双方向化により食の安全性の確保に資するとともに、国際社会における日本の役割を果たし、産学連携の推進・充実を図ることにより、研究成果の社会還元等を目指すものである。また、栄養問題は感染症対策と並ぶ途上国における最重要課題であり、当該事業を廃止または民営化した場合、「国際栄養協力体制」が脆弱化し、国際社会における日本の責任が十分に果たせなくなる。						
民間主体における実施状況	—						

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		国際協力、産学連携等対外的な業務	事業No	3
類型		特定事業執行型		
民営化	民営化の可否	否		
	事業性の有無とその理由	—		
	民営化を前提とした規制の可能性	—		
	民営化に向けた措置	—		
	理由	<p>当該事業は、アジア地域をはじめ海外との国際栄養協力体制を充実、学術ネットワークの構築を行い、国際社会における日本の役割を果たすとともに、産学連携の推進・充実を図ることにより、研究成果の社会還元等を目指すものである。栄養問題は感染症対策と並ぶ途上国における最重要課題であり、当該事業を廃止または民営化した場合、「国際栄養協力体制」が脆弱化し、国際社会における日本の責任が十分に果たせなくなる。また、産学連携機能についても、研究の効率的・効率的推進や人材育成の観点から非常に重要なものであり、医薬基盤研究所との統合によりさらなる充実・発展が期待されていることから、廃止等は社会的ニーズに逆行するものである。</p> <p>更に、海外における新たな取り組みや知見を継続的に収集し、外国での食品栄養に関する問題に起因して国内での健康被害がまん延しないよう、防止措置の重要な一翼を担っているところであるが、民営化した場合には、これらの問題への対応は困難になることが予想されるため。</p>		
地方公共団体への移管	移管の可否	否		
	移管先	—		
	内容・理由	—		
	理由	<p>国際栄養協力体制の充実強化、学術ネットワークの構築等の健康・栄養分野における国際協力及び健康、栄養、運動における総合的な産学連携は、全国的な見地から実施すべきであり、地方公共団体の業務にはなじまないため、移管は困難である。</p>		
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否		
	移管先	—		
	内容・理由	—		
	理由	<p>当研究所以外に、国際栄養協力体制の充実強化、学術ネットワークの構築等の健康・栄養分野における国際協力及び健康、栄養、運動における総合的な産学連携が可能な法人は見当たらないと考えられるため、他法人への業務移管は困難である。</p>		
	一体的実施の可否	可		
	一体的に実施する法人	医薬基盤研究所		
	内容・理由	医薬基盤研究所と統合後は両研究所の類似部門と一体的実施が可能か否か検討を行っている。		
理由	—			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	国際協力、産学連携等対外的な業務	事業No	3
類型	特定事業執行型		
国の行政機関への移管	移管の可否	否	
	移管先	—	
	内容・理由	—	
	徹底した効率化の内容	—	
理由	業務内容に鑑み、国自らが直轄して実施しなくても対応可能なため		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アジア諸国の国立研究機関等を網羅した「アジア栄養研究ネットワーク」を主宰しており、アジア地域の国々との研究協力や若手研究者の招へい事業等を行ってきたところであり、このような実績を踏まえ、現在、WHO・CC（WHO指定研究協力センター）の指定を受けるべく申請中である。 ・ これまで産学連携による大学や企業等との共同研究や受託研究を行ってきたが、研究成果の社会還元や知的財産の獲得及び実用化の観点から、今後も引き続き産学連携による共同研究や受託研究等を推進していく。 		
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担		
	諸外国における公的主体による実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国（先進国・途上国を含む）では、国立及び準国立の”健康、栄養、身体活動”に関する研究所、センター等は、約81機関（61カ国）設置されている。 ・ 当研究所はアジア諸国におけるこれらの研究所等とのネットワークを構築・主宰している。 	

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
民間企業との公共性を持った連携やアジア諸国との国際交流の一層の進展が望まれる。	厚生労働省独立行政法人評価委員会（平成20年評価）	①	平成20年度よりCOI(利益相反)委員会を立ち上げ、民間企業との公共性を持った連携行うべく審査を受けている。 アジア諸国との国際交流の一層の進展を行うため、平成22年にアジア栄養シンポジウムをIUNS(国際栄養科学連合)のワークショップと合同で行うこととし、平成21年からその準備を開始した。

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	栄養情報担当者（NR）制度	事業No	4		
類型	特定事業執行型				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	関係する通知、計画等	保健機能食品の表示について（平成13年2月26日付け薬事・食品衛生審議会報告書） 保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について（平成14.2.21食発第0221002号 厚生労働省医薬局食品保健部長通知）			
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	事務・事業概要	目的 （何のために）			
		対象 （誰/何を対象に）			
		事務・事業内容 （手段、手法など）			
事業の期限					
事業の沿革	[いつから実施] 平成14年 [実施主体の変遷] 一貫して国立健康・栄養研究所 [途中で廃止していた期間の有無] ー				
事業の効果	平成14年以降、NRの育成、支援を制度化しているが、既に40000人余りの認定者を輩出している。 これらNRは着実に消費者に対して的確な情報提供を行い、健康食品に係る健康被害の未然防止、拡大阻止に大きく貢献しているもので消費者に対する食品の安全・安心の確保に大きく寄与している。 なお、当制度は他の類似資格とは異なり、国が示すアドバイザースタッフが習得すべき知識である10項目のすべてを満たす唯一の認定資格であり、関係者から高く評価を受けていると共に大学薬学部等学校教育機関からもNR受験のための単位数取得のための講座認定申請が数多く行われておりNRの質の高さ、信頼性の高さを証するものとなっている。				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	NR認定試験 開催場所／合格者数		2／1,177	2／784	2／798
	NR認定試験受験資格試験 開催場所／合格者数		2／144	2／125	2／83
	NR研修会 開催場所／受講者数		6／1,520	6／1,725	6／2,201
成果目標	栄養情報担当者（NR）が社会的役割を果たすことができるよう、研修や情報提供等を通じてその資質向上を図るとともに、認知度の向上、職域の拡大など、「健康食品」を取り巻く諸情勢に対応したNR支援の強化を図る。				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	栄養情報担当者（NR）制度			事業No	4		
類型	特定事業執行型						
成果実績 <small>（成果指標の目標達成状況等）</small>	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	NR認定試験 開催場所／合格者数		2／1,177	2／784	2／798		
	NR認定試験受験資格試験 開催場所／合格者数		2／144	2／125	2／83		
	NR研修会 開催場所／受講者数		6／1,520	6／1,725	6／2,201		
パンフレット・報告書等の作成 <small>（名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）</small>		単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	NR研修会プログラム	部	1,850	2,630	2,900		
	NRパンフレット	部	—	—	5,000		
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成18年度第3回認定試験 受験申込者数2182人、受験者数2063人、合格者数1117人 第4回資格確認試験 受験申込者数308人、受験者数283人、合格者数144人 （平成18年度の事業収入55百万円）						
コスト	平成22年度予算見込額		人件費				
	事業費	18 百万円	{	職員構成		概算人件費 <small>（平均給与×従事職員数）</small>	従事役職員数
	人件費	16 百万円		常勤職員	4,000 千円	1 人	
	総計	34 百万円		非常勤職員	12,169 千円	3 人	
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）			
これまでの予算額等（百万円）		48	44	36			
内訳	非常勤賃金等	11	14	14			
	法定福利費等	1	2	2			
	旅費	2	2	1			
	謝金	2	2	2			
	会費	0	0	0			
	消耗品費	2	1	0			
	備品費	12	0	0			
	運搬費	0	0	0			
	業務委託費	9	9	4			
	支払リース料	0	0	0			
	支払手数料	0	0	0			
	修繕費	0	0	0			
	図書印刷費	2	1	1			
	賃借料	5	5	4			
	通信費	1	1	0			
保守料	0	0	0				
雑費	0	8	7				
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）		4					

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	栄養情報担当者（NR）制度	事業No	4	
類型	特定事業執行型			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
再委託	再委託金額（百万円）	—	—	—
	再委託先（名称・件数）	—	—	—
	随意契約（件数/金額（同））	—	—	—
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	—	—	—
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
厚労省独法評価委（平19年評価）	栄養情報担当者（NR）認定制度については、適切な運用を図りつつ、資質の向上に努めるとともに、NR制度のあり方について検討委員会の報告書がまとめられるなど、中期計画を上回る成果を上げており、一定の評価ができるが、資格取得後の活動状況の把握や地方公共団体の関係職種への本資格のPRなどを通じ、制度が広く有効活用されるための取り組みを行うべきである。
事業評価の方法	
①内部評価、②外部評価委員会による評価、③厚生労働省評価委員会による評価、④政・独委において、説明資料及び独法からのヒアリングを基に評価を実施。	

【現在抱えている課題】

内 容	
認知度の向上及び活動の場の拡大	
事務・事業の必要性（公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）	多種多様な「健康食品」が流通する中、消費者が自分の健康の維持増進等の目的に合致した食品や消費者の食生活状況や健康状態に応じた食品を、適切に選択し、摂取することを可能とするため、これら食品の持つ成分の機能及びその活用方法等について理解し、正しく情報提供できる助言者が必要とされたことに伴い公正中立な当研究所において、栄養情報担当者（NR）の育成、支援を制度化しているもの。
国の施策における位置付け	保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方（平成14年2月21日厚生労働省食品保健部長通知）に基づき、当研究所がNRの資質の向上に留意しつつ制度化しているもの。
廃止の可否	否
廃止すると生じる影響	「健康食品」を扱う他の類似資格を見るといずれも販売促進を念頭に置いた営利至上的な団体が取り扱っているものであり、現在、当研究所が「健康食品」に係るアドバイザー事業を廃止し撤退した場合、無責任な販売促進本位のアドバイザーが横行し、健康被害が多発するとともに「健康食品」に対する消費者の安全、安心が脅かされることとなる。 当研究所が制度化するNRは、数ある民間の類似資格の中でも、保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方（平成14年2月21日厚生労働省食品保健部長通知）に示す、アドバイザースタッフが習得すべき知識である10項目のすべてを満たす唯一の認定資格であり、関係者から高く評価を受けていると共に大学薬学部等学校教育機関からもNR受験のための単位数取得のための講座開設が増加している。 このように、国の通知によるアドバイザースタッフの習得事項を満たし、かつ健康・栄養に関して中立で科学的な専門機関において実施され、消費者に信頼される資格制度は他には存在しない。
民間主体における実施状況	—

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		栄養情報担当者（NR）制度	事業No	4	
類型		特定事業執行型			
民営化	可	民営化の可否	否		
		事業性の有無とその理由	—		
		民営化を前提とした規制の可能性	—		
		民営化に向けた措置	—		
否	理由	<p>民間の類似資格を見るといずれも販売促進を念頭に置いた営利至上的な団体を取り扱っているものであり、現在、当研究所が「健康食品」に係るアドバイザー事業を廃止し撤退した場合、無責任な販売促進本位のアドバイザーが横行し、健康被害が多発するとともに「健康食品」に対する消費者の安全、安心が脅かされることとなる。</p> <p>当研究所が制度化するNRは、数ある民間の類似資格の中でも、保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方（平成14年2月21日厚生労働省食品保健部長通知）に示す、アドバイザースタッフが習得すべき知識である10項目のすべてを満たす唯一の認定資格であり、関係者から高く評価を受けている。また、大学薬学部等学校教育機関からもNR受験のための単位数取得のための講座設置が増加している。</p> <p>このように、国の通知によるアドバイザースタッフの習得事項を満たし、かつ健康・栄養に関する中立で科学的な専門機関で実施され、消費者に信頼される資格制度は他には存在しない。</p>			
地方公共団体への移管	可	移管の可否	否		
		移管先	—		
		内容・理由	—		
否	理由	<p>当研究所が制度化するNRは、数ある民間の類似資格の中でも、保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方（平成14年2月21日厚生労働省食品保健部長通知）に示す、アドバイザースタッフが習得すべき知識である10項目のすべてを満たす唯一の認定資格であり、関係者から高く評価を受けていると共に大学薬学部等学校教育機関からもNR受験のための単位数取得のための講座認定申請が行われている。</p> <p>以上のおり、特に養成の観点からすると、地域単位で取り組むには質の確保の点から、自治体への移管にはなじまないものである。</p>			
他法人への移管・一体的実施	可	移管の可否	否		
		移管先	—		
		内容・理由	—		
	否	理由	<p>国民の食の安全及び「健康食品」等による健康被害の防止や健康の保持増進に貢献するという使命からして、NR制度の運用をはじめ、NRへの最新知見の付与や健康食品情報の継続的な提供などについて、関連行政分野との関わりや、公正さや科学的知見に基づく栄養学等の専門性が求められているが、当研究所以外にこれらを実施していくことができる機関は他に存在しない。</p>		
	可	一体的実施の可否	否		
		一体的に実施する法人	—		
	内容・理由	—			
否	理由	<p>当研究所が制度化するNRは、数ある民間の類似資格の中でも、保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方（平成14年2月21日厚生労働省食品保健部長通知）に示す、アドバイザースタッフが習得すべき知識である10項目のすべてを満たす唯一の認定資格であり、関係者から高く評価を受けている。また、大学薬学部等学校教育機関からもNR受験のための単位数取得のための講座設置が増加している。</p> <p>このように、国の通知によるアドバイザースタッフの習得事項を満たし、かつ健康・栄養に関する中立で科学的な専門機関で実施され、消費者に信頼される資格制度は他には存在しないことから他法人への移管及び他法人による一体的実施は困難である。</p>			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	栄養情報担当者（NR）制度	事業No	4
類型	特定事業執行型		
国の行政機関への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	—
		内容・理由	—
		徹底した効率化の内容	—
	否	理由	業務内容に鑑み、国自らが直轄して実施しなくても対応可能であるため。
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部有識者を含むNR認定委員会等を通じて、厳格な試験を実施し、平成21年度までに4,093名にNR資格を付与したが、健康食品に対する国民の関心は年々高まっており、消費者費に健康食品等に関する適正な情報を提供することが一層重要になっていることから、今後当該制度のさらなる充実を図る必要がある。 ・ 外部有識者を中心とする「NR制度のあり方検討委員会」を設置し、平成20年8月に委員会意見として「報告書」が提出されたことを受け、今後、NRの認知度の向上、職域の拡大など、NR支援の強化を図る。 	
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担		
	諸外国における公的主体による実施状況	把握していない	

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
①NRの人材活用、質的向上等に向けての取組をさらに積極的に行う必要がある。NR認定制度については単価改定の検討やサービス内容の充実等を図る必要がある。 ②NR制度のあり方や研究所の関わりについての検討結果を早い時期に示す必要がある。 ③資格取得後の活動状況の把握や地方公共団体の関係職種への本資格のPRなどを通じ、制度が広く有効活用されるための取り組みを行うべきである。 検討会の報告を踏まえつつ、実施規模や手法等を適切に見直しながら事業運営を行う必要がある。	①厚労省独法評価委（平19年評価）	①	質的向上や資格更新のための研修会を全国6カ所で行っている。	
		②厚労省独法評価委（平20年評価）	①	外部有識者による「NR制度のあり方検討会」の検討結果を平成20年8月に公表した。
		③厚労省独法評価委（平21年評価）	①	パンフレットの作成や広報誌への掲載等を通じ広報に努めている。
		②	認知度の向上や活動の場を広げるために関係機関と協議するなど、対応中である。	

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			